

伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 49 条の 2 の規定に基づき、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 2 号の 2 に掲げる特定用途制限地域内における建築物の用途の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第 3 条 この条例は、都市計画法第 20 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、伊那都市計画特定用途制限地域として市長が告示した区域に適用する。

(特定用途制限地域内における建築物の用途の制限)

第 4 条 別表左欄に掲げる特定用途制限地域内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ当該特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、伊那市都市計画審議会条例（平成 18 年伊那市条例第 150 号）の規定に基づく伊那市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転（これらのうち、規則で定める場合に限る。）について特例許可をする場合においては、適用しない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 5 条 法第 3 条第 2 項の規定により前条第 1 項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、前条第 1 項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第 3 条第 2 項の規定により前条第 1 項の規定の適用を受けない建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き前条第 1 項の規定（同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第 52 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項並びに法第 53 条の規定

に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 前条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(5) 用途の変更を伴わないこと。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第8条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、前条に掲げる違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、都市計画法第20条第1項の規定に基づく小黒川スマートインターチェンジ周辺地域に係る特定用途制限地域に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

(伊那市手数料徴収条例の一部改正)

2 伊那市手数料徴収条例（平成18年伊那市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

	その他の地籍調査成果の 閲覧	1件につき	300円
10	前各号のいずれにも該当しない証明	1件につき	300円

」を

「

	その他の地籍調査成果の 閲覧	1件につき 300円
10	伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例（平成29年伊那市条例第号）第4条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査	1件につき 180,000円
11	前各号のいずれにも該当しない証明	1件につき 300円

」に

改める。

附 則

この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく国道153号伊那バイパス沿道地域に係る特定用途制限地域に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

特定用途制限地域	建築してはならない建築物
小黒川スマートインターチェンジ周辺地域	1 法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの 2 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げるもの 3 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げるもの 4 法別表第2(る)項第1号に掲げるもの
国道153号伊那バイパス沿道地域	1 法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの 2 法別表第2(へ)項第3号に掲げるもののうち劇場、映画館、演芸場又は観覧場以外のもの 3 法別表第2(と)項第3号に掲げるもの 4 法別表第2(と)項第4号に掲げるもので建築基準法施行令第130条の9の表中準住居地域の欄に掲げる数量を超えて貯蔵又は処理に供するもの 5 法別表第2(と)項第5号に掲げる劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 6 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げるもの 7 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げるもの 8 法別表第2(る)項第1号に掲げるもの